

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
池田興業(株)四国支店	取締役支店長	松井 邦彦	愛媛県	物流業	http://www.ikedakogyo.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2019年5月21日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ちや手作業の削減、合理化要請があった場合、協議に応じ荷主へ提案致します。
2	A	⑦	運転以外の作業部分の分離	物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合、真摯に協議に応じます。
3	C	①	契約時、関係法令遵守状況考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
4	C	②	輸送の安全に取り組む業者活用	働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。
5	D	①	荷役作業時の安全対策	荷役作業は、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じます。
6	D	②	異常気象時等の運行中止・中断	異常気象の際、無理な運送依頼をせず、運行の中止・中断を物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
PR欄			池田興業では全国各地の拠点ネットワークと、各種600余輦や倉庫を駆使し、最適な物流ソリューションを提供しています。建設、工事、業務請負、リサイクル等、他部門との連携で、輸送のみならずお客様の事業パートナーとして、多種多様のご要望に一貫してお応えすることができます。	